

## 独立行政法人平和祈念事業特別基金に係る業務方法書

平成15年10月1日 規程第3号  
改正 平成19年3月1日 規程第1号  
改正 平成22年 月 日 規程第 号

### (目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことの重要性にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

### (用語)

第3条 この業務方法書において使用する用語は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号。以下「基金法」という。）において使用する用語の例による。

### (資料の収集、保管及び展示)

第4条 基金は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者（以下「恩給欠格者」という。）、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者（以下「引揚者」という。）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する生活用具、日記、メモ、手帳、手紙、写真、書籍、証明書等の資料を収集し、保管し、及び展示する。

### (調査研究)

第5条 基金は、関係者の労苦に関する調査研究を行う。

### (記録の作成・頒布、講演会の実施等)

第6条 基金は、関係者の労苦に関し、出版物、映画、テープ等の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会、シンポジウム、会議等の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加する。

第7条 削除

第 8 条 削除

第 9 条 削除

第 9 条の 2 削除

(特別給付金の支給)

第 9 条の 3 基金は、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）に基づき、戦後強制抑留者で平成 22 年 6 月 16 日において日本の国籍を有するものに特別給付金を支給する。

(附帯業務)

第 10 条 基金は、前各条の業務に附帯する業務を行うことができる。

(戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈)

第 11 条 基金は、基金法第 20 条第 2 項の規定に基づき、戦後強制抑留者又はその遺族に慰労品として銀杯を贈呈する事務を行う。

2 前項の銀杯は、戦後強制抑留者又はその遺族が基金法第 21 条第 1 項ただし書各号に該当しない者であるときは 1 個とし、同項ただし書各号に該当する者であるときは一組（三つ重ね）とする。

3 第 1 項の慰労品には、書状を付すものとする。

4 慰労品の贈呈対象者の範囲等については、基金法第 21 条第 1 項本文、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 25 条第 1 項の規定を準用する。

5 遺族に贈呈する慰労品の数は、死亡した戦後強制抑留者 1 人につき 1 個又は一組とする。

(慰労金の支給の請求の受理及び審査)

第 12 条 基金は、基金法第 31 条第 1 項の規定に基づき、戦後強制抑留者又はその遺族に対する慰労金の支給の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務を行う。

(業務委託の基準)

第 13 条 基金は、前各条の業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 受託者の選定及び契約の方法等について必要な事項は、別に定める。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第 14 条 基金は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告

して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に定める場合は、指名競争または随意契約によることができる。

(細則)

第15条 基金は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月1日規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、総務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第7条、第8条及び第9条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条、第8条及び第9条の改正規定の施行前に改正前の第7条、第8条及び第9条の規定に基づく請求を行った者に対する書状等の贈呈については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年 月 日規程第 号)

この規程は、総務大臣の認可のあった日から施行する。